株式会社タガワ
総合補償制度
ご案内

株式会社タガワ

2020年4月6日改正

補　償　内　容

株式会社　タガワでは、レンタル機械のご利用期間中に、万一の事故が発生した場合に補償できる株式会社　タガワの「総合補償制度」の運用をしております。
昨今まことに遺憾ながら、建設機械・車両等の盗難事件が、各地で発生しております。また、工事現場において建設機械（運行中の車両）の破損事故・人身事故等も発生しております。
このような、レンタル機械のご利用期間中に発生する様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。「総合補償制度」へのご加入をお願い致します。

■補償内容

対象機種		補償内容（限度額）	免責
油圧ショベル ローラー 押ブル キャリアダンプ コンプレッサー 発電機 フォークリフト等 ナンバーなしの機械 対象機種はお問い合わせください	自走式賠償補償	対　人　1事故　1億円 対　物　1事故　1億円 ・お客様がオペレーションミス等により人を死傷させたり、物を破損した等、法律上の賠償責任が発生した時、お客様が負担する損害賠償金を補償いたします。	※1事故につき 20万円
	動産補償	補償金額　時価額 ・レンタル中の機械が、破損・盗難等偶然な事故による損害を補償致します。時価額限度で、損害額を補償致します。	部分損 ※1事故につき 15万円～20万円 全損・盗難 下記参照
レンタカー ダンプカー クレーン付き車両 その他ナンバー付き 各種車両	自動車補償	対　人　無制限 対　物　無制限 人身傷害保険　3,000万円 車　両　時価額	※1事故につき 15万円～20万円

●補償料金：弊社出庫日から弊社入庫時まで全日請求させていただきます。
●加入期間：レンタル開始時より終了時までレンタル期間に関係なく、弊社出庫時から弊社入庫時まで補償対象とします。
●免責：お客様にご負担いただく金額です。損害額が５０万未満の場合、新品の価格に取得日からの経過年数の率を乗じた金額をご請求させて頂きます。１年から３年８０％、３年から５年５０％、５年以上３０％
損害額が５０万円を超える場合、初回は損害額の５０％、２回目７０％、３回目８０％をご請求させて頂きます。
（商品により異なりますのでお問い合わせ下さい）
●基本免責の３倍の請求となる場合。
通常使用時の以外を対象と致します。
・法令違反に起因するもの
例：無免許運転、酒気帯び運転、高さ制限違反、重量制限違反、運転中の携帯電話使用に起因する事故など
・常識的な使用者責任義務を怠ったことに起因するもの
例：トラックの荷張り未実施、定格以上の作業、格納部位の未格納、駐車時の車止め、燃料種別誤り
・お客様の著しい過失に起因するもの
●休業損害：レンタル機に破損が生じ修理期間を要する場合修理期間中の休車損害をご負担いただきます。
※１事故とは１回の動作で生じた事故のことです。

株式会社タガワ

万が一事故が起こった時は

1 まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2 路上などの危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させて下さい。又は物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

3 警察へ事故の届けを

①事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。（人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。）
（道路上の交通事故は道交法第７２条により警察届出が義務づけられています。）
②盗難事故（車両・機械など）の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください。
③その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

4 ただちに当社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください。
①事故発生の日時
②事故発生の場所
③お客様のお名前・住所・連絡先（TEL、FAX、担当者名）運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。
④事故の状況（交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども）
⑤相手の住所、氏名、会社名、電話番号など
（物損事故）…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
（人身事故）…ケガの内容、病院名、電話番号
⑥搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号
※人身事故の場合は、特に被害者へのお見舞いをしてください。
対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

◆ ご注意 ◆
①賠償金の確定・示談の決定などには保険会社の承認といたします。
万一独自による和解等により過重された賠償金の請求が発生しても補償できません。
②盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることが補償の条件です。
③貸渡期間が２日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
④過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はご負担となります。
⑤補償につきましては休車料は含まれておりません。

株式会社タガワ

補償の対象となる損害

■［動産補償］レンタル機械の損害を補償します

●レンタル機械の通常作業中で発生したレンタル機*1の破損による損害
●レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害
●レンタル機械の保管中および作業中の現場内における水災*2による損害
●レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難*3による損害
●レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害
●レンタル機械の運送中の事故による損害

※１　通常作業中で発生した事故とは　定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故をいい、故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。
※２　水災とは水害で、台風、暴風雨、豪雨による洪水・高潮・土砂崩れ等の事故です。
※３　盗難とは警察への届け出を行い警察にて盗難事故として受理された事故です。

【 動産補償事故例 】
〇作業中に油圧ショベル等が操作ミスで横転し、キャビンが破損した。
〇現場に置いてある建設機械が盗難されてしまった。
〇廻送中、交通事故に遭い建設機械が荷台から滑り落ち破損した。
〇台風による暴風雨が原因で洪水が発生し、現場で保管していた建設機械が水没し損害を受けた。
〇現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった。
〇作業中、誤ってシリンダーをぶつけてしまい、破損させてしまった。

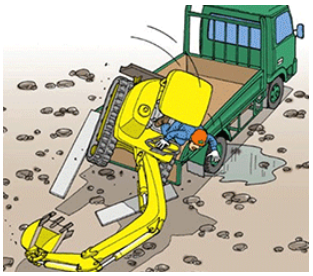

■［賠償責任補償］レンタル機械使用中の賠償責任を補償します

●レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任（賠償責任補償で定める範囲以内）
【注意】貴社において同様の保険に加入されている場合、貴社の保険と按分させていただく場合がございます。また、元請側が保険加入しており尚且つ元請側の過失が考えられる場合も同様です。
また、人身事故の場合、労災保険、労災上乗せ保険（傷害保険等）を優先させていただきます。

【 賠償補償事故例 】
〇油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
〇ブルドーザーで作業中、操作を誤って第三者をケガさせてしまった。

株式会社タガワ

補償の対象とならない主な損害

［動産補償・賠償責任補償共通］

●「総合補償制度」に加入していない場合
●故意、重大な過失または、重大な法令違反による損害
●戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害
●差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
●じんあい、騒音、核汚染などによって生じた損害
●地震、もしくは噴火など天災またはこれらによる津波によって生じた損害
●事故に関わる間接損害*1
●車両系運転技能終了資格を有しない者の運転操作による事故の損害車両系資格=各々レンタル機械を操作するための資格*2
●事故発生時の連絡が遅延した時、「総合補償制度」の補償が受けられない場合もあります。
※1　事故発生時の車両入替費用、代替車両のレンタル料金、事故車両修理期間休車補償費用や事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。
※２　参考：別紙「資格一覧表」をご覧下さい。

［動産補償］

●常識的始業点検を怠った使用によるもの（作業油・オイル・冷却水・安全装置等）
●製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
●バケット、ツース等消耗品や管球類（ライト等）の損害
●電気的・機械的による損害（エンジン焼付け等）
●アタッチメントの常時他と接する部分の損害
●自然消耗、性質によるさび、かび、変質、虫食い、
●置き忘れ、紛失による損害
●凍結による損害
●詐欺、横領による損害
●燃料の混合比を間違えエンジンの焼付け損害（燃料を誤った場合も同様）
●所轄警察への届け出がなかった場合（盗難事故時）
●部品の部分盗難（バッテリーのみ盗まれた等）
●ガラスの単独破損

［賠償責任補償］

●賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
●事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内の場合
●加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害*1
●お客様の請負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を破損した等）
●航空機、自動車、船舶等の所有、使用、管理に起因する損害（公道自走中事故等）
※1　【注意】他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。

補償出来ない事故例と補償となる事故例

動産補償

建設機械の破損・曲損。

建機を積込中、誤って横転させた

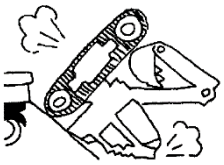

動産補償

建設機械の盗難。

何者かに発電機を盗難された

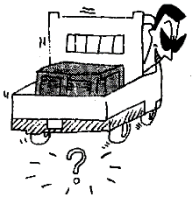

動産補償

電気、機械的事故によるもの。

お客様の不注意によるエンジン焼付け等

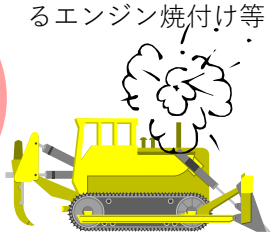

動産補償

故意、または重大な法令違反に起因する損害。

わざと壊した

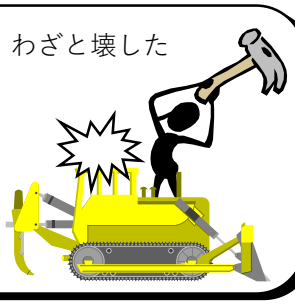

動産補償

錆・変質・変色

動産補償

無免許及び酒気帯運転等による事故。

動産補償

地震、噴火、津波による損害。

動産補償

自然の消耗等による損害。

動産補償

紛失・置き忘れによる損害。

賠償補償

オペレーターと人身事故被害者が同じ勤務先の場合。（同僚間災害）

A社のオペレーターがA社の従業員を誤ってケガさせた。

賠償事故

建設機械で第三者の財物を破損した。

A社のオペレータが駐車中の乗用車を破損した。

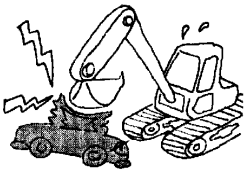

賠償事故

建設機械で第三者をケガさせた。(下請け会社は対象外)

A社のオペレータが第三者をケガさせた

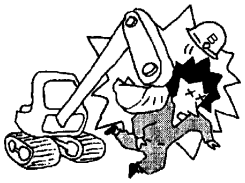

賠償事故

ナンバー無し建機での公道走行中における賠償事故。

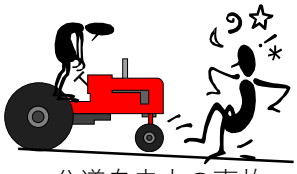

公道自走中の事故

賠償事故

自分の所有・使用・管理物の損害。

A社にレンタルした機械でA社の機械を破損した

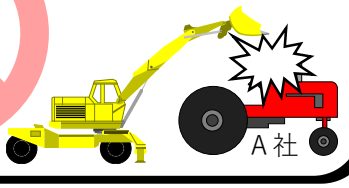

資格一覧表

機　械　名	区　分	公道走行の運転資格（免許）	作業装置操作資格及び教育講習内容	
油圧ショベル	機体重量3t未満		車両系建設機械（整地，運搬，積込，掘削）	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械（整地，運搬，積込，掘削）	技能講習
ホイールローダ（0.2～1.1）	機体重量3t未満	（緑ナンバー）小型特殊以上	車両系建設機械（整地，運搬，積込，掘削）	特別教育
	機体重量3t以上	（白ナンバー）大型特殊	車両系建設機械（整地，運搬，積込，掘削）	技能講習
ブルドーザ	機体重量3t未満		車両系建設機械（整地，運搬，積込，掘削）	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械（整地，運搬，積込，掘削）	技能講習
ローラ	機体重量3t未満	（緑ナンバー）小型特殊以上	ローラの運転の業務	特別教育
	機体重量3t以上	（白ナンバー）大型特殊	車両系建設機械（ローラ）	技能講習
クローラダンプ	最大積載1t未満		不整地運搬車	特別教育
ホイールキャリ	最大積載1t以上		不整地運搬車	技能講習
フォークリフト	最大荷重1t未満	（緑ナンバー）小型特殊以上	フォークリフトの運転	特別教育
	最大荷重1t以上	（白ナンバー）大型特殊	フォークリフトの運転	技能講習
高所作業車	作業床の高さ10m未満	普通免許以上（スカイマスター・リフトトラック）	高所作業車の運転	特別教育
	作業床の高さ10m以上		高所作業車の運転	技能講習
クレーン付トラック	最大吊上1t未満	普通免許以上（クレーン付トラック）	小型移動式クレーンの運転（玉掛）	特別教育
クローラクレーン	最大吊上1t以上5t未満		小型移動式クレーンの運転（玉掛）	技能講習
ｱｰﾃｨｷｭﾚｰﾄﾀﾞﾝﾌﾟ	機体重量3t以上		車両系建設機械（整地，運搬，積込，掘削）	技能講習
ゴンドラ			ゴンドラ作業の業務	特別教育
タワークレーン	最大吊上5t未満		玉掛	技能講習
			クレーンの運転	特別教育